

福岡県公報

令和五年九月一日
第四百二十七号
増刊
①

目次

企業局

○福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程 (企業局管理課) ……………一

企業局

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年九月一日

福岡県企業管理者 野田和孝

福岡県企業局管理規程第一号

福岡県企業局組織規程の一部を改正する規程

福岡県企業局組織規程(昭和四十年福岡県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

1 局長	管理者の命を受け、局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2 課長	上司の命を受け、当該課の事務を掌理する。
3 課長補佐	課長を補佐し、課長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
4 課長技術補佐	技術に関し、課長を補佐する。
5 参事補佐	上司の命を受け、当該課の事務に関し、当該課の長を補佐する。
6 主幹	上司の命を受け、当該課の事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を生かし、当該課の長を補佐する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

7 係長	上司の命を受け、当該係の事務を処理する。
8 企画主査	上司の命を受け、調査、計画立案等の事務を処理する。
9 指導主査	上司の命を受け、事務を処理するとともに、培われた知識、技術及び経験を生かし職員を指導する。
10 事務主査	上司の命を受け、係長等を補佐し、事務を処理する。
11 技術主査	上司の命を受け、係長等を補佐し、技術を処理する。
12 主任主事	上司の命に従い、複雑な事務に従事する。
13 主事	上司の命に従い、事務に従事する。
14 主任技師	上司の命に従い、複雑な技術に従事する。
15 技師	上司の命に従い、技術に従事する。
16 主任技能員	上司の命に従い、高度な技能を要する労務に従事する。
17 技能員	上司の命に従い、労務に従事する。